

## 「佐賀さいこうアート推進事業」企画運営等業務委託仕様書

### 1 目的

多彩な文化芸術に出会い、楽しむ機会を提供することにより、文化芸術活動の裾野を広げるとともに、佐賀県には文化的、歴史的な魅力があることを県民に再発見・再認識してもらい、また、その魅力を県内外に発信することにより地域の活性化を図ることを目的として、本件業務を委託する。

### 2 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月25日（木曜日）までとする。

### 3 事業概要

「佐賀さいこうアートプロジェクト2026」として、複数のイベントを統一したイメージで展開。アートで佐賀を“再興”し、人々に楽しさや感動を与える“最高”の佐賀を創り出す。なお、今回の業務で委託するイベントは下記のとおり。

#### (1) 佐賀さいこうフェス Vol.11

期 間 令和8年（2026年）10月17日（土曜日）、18日（日曜日）  
会 場 佐賀城公園（佐賀県立博物館・美術館、佐賀城本丸歴史館周辺）  
その他 両日、必要な区間について、交通規制（車両通行止め）を実施予定  
内 容 特設ステージでの音楽ライブ、アートの展示・ワークショップ、障害福祉サービス事業所等によるマルシェ 等

#### (2) 第26回佐賀県障がい者文化芸術作品展

期 間 令和9年（2027年）3月2日（火曜日）から11日（木曜日）まで  
※3月8日（月曜日）は休館日  
設営期間 2月22日（月曜日）から3月1日（月曜日）まで  
撤去期間 3月11日（木曜日）の16時から及び3月12日（金）  
会 場 佐賀県立美術館3号・4号展示室

### 4 委託業務の内容

#### (1) 佐賀さいこうフェス Vol.11 の企画・運営に関する業務

当イベントは「アート」と「音楽」の要素を持つものであり、会場は統一感のあるデザイン、トーンの装飾を行い、この二つの要素が来場者に伝わるような雰囲気演出する。なお、年齢や性別、障がいの有無などに関わらずより多くの県民が参加しやすく、楽しめるイベントとなるような企画・工夫を行い、運営にあたっては、障がいのある人の特性に応じた情報保障の提供や移動円滑化・支援等（以下、「情報保障等」という。）、来場者に対する合理的配慮に留意すること。

#### ア 佐賀さいこうフェス Vol.11 全般に係る運營業務

(ア) スケジュール、進行管理マニュアル（進行シナリオ、会場レイアウト図等）、各種マニュアルの作成し、高いレベルで機能するプロジェクト管理及び実施プロジェクト全体のタスク、人員、予算などを総合的にマネジメントするプロジェクトマネージャーを配置すること。

(イ) 情報保障等を含む合理的配慮の実施

- (ウ)会場レイアウト、会場設営・撤去、交通規制、関係者等駐車場の設営・撤去、原状回復（芝生等の復旧等）に係る一切の業務（備品の借り上げ使用料を含む。）
- (エ)全体装飾（照明・表示板・音響 等）
- (オ)アート関連装飾物の演出
- (カ)各種看板（歩行者天国案内表示看板含む）の制作、設置、撤去
- (キ)仮設トイレ、救護室、授乳室、バリアフリー観覧スペース、サポートボランティアスタッフ等の配置
- (ク)会場内外の賑わいづくり
- (ケ)参加者の誘導及び安全対策
- (コ)会場内、会場周辺及び関係者等駐車場への警備員の配置
- (カ)県が手配するサポートボランティアスタッフに支給する昼食  
（数量(2日間延べ数)：昼食 40食)
- (シ)特設メインステージ横大型ビジョンの設営及び同ビジョンを使用した演出  
（ステージ上での音楽ライブの様子や他会場の様子を映す）
- (ス)その他実施に係る必要な業務

#### イ 特設ステージでの音楽ライブイベント等に関する業務

第一線で活躍する県出身アーティスト等が出演するライブイベントを実施する。県出身アーティストを基本にしつつも、10代後半から20代の集客につながるような知名度の高いアーティストの招聘に係る手配及び調整を行う。

- (ア)ライブイベントの企画（実施内容、出演者の選定、会場、出演料、連絡調整 等）
- (イ)ライブイベントの運営（出演者対応、司会・スタッフ手配、ステージディレクターの配置、進行管理、受付・案内、人員整理 等）

#### ウ アートの展示・ワークショップ等に関する業務

参加者と県出身アーティスト等が共同で作品を制作するワークショップ、出演アーティストのグッズ販売に係る各種調整、パフォーマンス、作品展示等を実施する。なお、作品展示を実施する場合は、「佐賀さいこうフェス Vol.11」終了後の活用方法も踏まえて実施計画を策定すること。

- (ア)イベントの企画（実施内容、日程、会場、アーティスト等の選定、謝金、連絡調整 等）
- (イ)イベントの運営（アートディレクターの配置、スタッフ手配、アーティスト等対応、進行管理 等）

※アートディレクターについては、「イ 特設ステージでの音楽ライブイベント等に関する業務」におけるステージディレクターと重複しないようにすること。

#### エ 県内障害福祉サービス事業所によるイベントの企画・運営に関する業務

障がいのある方への理解促進及び施設で働く障がいのある方の工賃の向上を図るため、下記(ア)(イ) イベントの企画（実施内容、広報、連絡調整 等）、運営（スタッフ手配、進行管理、人員整理 等）を行うこと。

運営におけるスタッフは十分な人数を配置することとし、別途運営スタッフを統括し、常駐する責任者を1名以上、イベント会場内に配置すること。

尚、当業務に係る一切の費用は委託料に含むものとする。

(ア) 販売会（笑顔 de さいこうマルシェ）に関する業務

県内の障害福祉サービス事業所（26 事業所程度）による販売会を実施する。

なお、販売会に出店する障害福祉サービス事業所の募集は、佐賀県共同受注支援窓口を通じて行う。

(イ) 障害福祉サービス事業所のパフォーマンスイベントに関する業務

県内の障害福祉サービス事業所によるバンド等の演奏を実施する。なお、出演事業所は、県で調整する。

オ 新規来場者・出演者の獲得等に向けた業務

当イベントの認知度向上や新規来場者の獲得につながるような取組を行うこと。また、新たな出演者の発掘や出演に向けた調整を行うこと。さらに、新規性のある企画や関わりを創出し、既存の参加者に対しても新たな文化芸術に触れる機会を提供するよう努めること。

カ 記録写真・映像制作

佐賀さいこうフェスの賑いの様子など、今後の PR に活用できる素材を撮影する。なお、撮影した動画の編集前のデータや写真については、次年度以降も活用できるよう保管しておくこと。

キ 佐賀城公園内の文化施設等の周遊

会場内外の賑わいづくりの一環として、さいこうフェス当日に佐賀城公園の文化施設を周遊してもらう取り組みを行う。

(2) 佐賀県障がい者文化芸術作品展の作品展示及び会場設営に関する業務

障がい者の文化芸術活動への参加を推進し、社会参加につないでいくことを目的に開催している「第 26 回佐賀県障がい者文化芸術作品展」について、下記の業務を行う。

ア 応募作品の展示企画、展示及び撤去作業

イ 会場設営及び撤去作業

※応募作品の受付、審査、表彰、作品展の運営は業務に含まない

ウ 作品展のチラシデザインに採用した作品の展示企画、作品借用、展示及び撤去作業

【参考】令和 7 年度展示作品数 651 点

エ 入賞者作品の巡回展（作品展の会期終了後、県が指定する会場において）

オ 運営サポート（作品展及び巡回展の会期中の監視員 1 名の派遣）

カ 銅賞以上の入賞作品の撮影

(3) 「ピアノの駅」に関する業務

ピアノを通じた交流が生まれることを目的とし、県内の鉄道駅等に誰もが自由に弾けるピアノを設置。現在、JR 新鳥栖駅、JR 小城駅に設置している。

ア 既設ピアノの維持管理（調律（各 1 回）、メンテナンスが必要な場合の手配）

イ ピアノの新規設置・移設等が必要になった場合の運搬・調律対応等

(4) 広報に関する業務

複数の事業を統括し、「佐賀さいこうアートプロジェクト 2026」として一体的なプロモ

ーションを実施する。

また、参加者の増加を図るとともに、県民が佐賀県の文化的、歴史的な魅力を再発見・再認識できるよう、戦略的な広報計画を策定したうえで、効果的な手法による広報を実施する。なお、広報計画の策定及び実施にあたっては、参加者として、障がいのある人や外国人等それぞれの特性に応じた情報保障の検討・提供を行うこと。

#### ア チラシ、ポスター等の制作及び発送

各事業のチラシ等制作物は次のとおり。必要な部数を算出し、制作するものとする。また、佐賀さいこうフェスの広報については、同時開催イベントについても一体的に紹介するものとする。

事業名	制作物
佐賀さいこうフェス Vol.11	・チラシ 【参考】R7 制作枚数：100,000 枚 ・当日プログラム 【参考】R7 制作枚数：6,000 枚
第 26 回佐賀県障がい者文化芸術作品展	・チラシ（作品募集） 【参考】R7 制作枚数：8,000 枚 ・チラシ（開催告知） 【参考】R7 制作枚数：1,000 枚 ・ポスター 【参考】R7 制作枚数：10 枚 ・美術館玄関前看板（900mm×2,700 mm）：1 枚

#### イ 各種情報発信媒体を活用した情報発信及び広報用動画の作成

佐賀さいこうアートプロジェクトホームページ (<https://sagasaiko-art.com/>) や SNS 広告、SNS 投稿、各種メディア等、各種情報発信媒体を活用した情報発信を実施すること。また、広報用に 15 秒程度の縦型動画を作成すること。

#### (5) 効果測定に関する業務

各イベントの参加者数をカウントし報告を行う。また、佐賀さいこうフェス及び佐賀県障がい者文化芸術作品展の参加者へアンケートを実施し、集計及び報告を行う。

#### (6) その他「佐賀さいこうアートプロジェクト 2026」の実施に必要な業務

ア 高レベルのアウトプットを目指し、スケジュールの遅延や品質の低下を避けるため、スケジュール表を用いたプロジェクト管理を徹底し、週次などで定期的な打ち合わせの実施すること。

イ その他、本仕様書にない事項については、その都度佐賀県と協議を行い決定する。

#### 5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

- (1) 実績報告書 1 部
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他佐賀県と受注者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

## 6 委託料の支払い 前金払、完了払

## 7 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、県文化課及び県が指定する有識者等と、受託者との協議を行い、決定すること。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (4) 設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- (5) 受託者は本事業の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお、加入後は保険書類の写しを県文化課に提出すること。
- (6) 真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (8) 本事業において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (9) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。
- (10) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (11) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
  - ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
  - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
  - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
  - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
  - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

## 8 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、佐賀県と受託者との協議によって、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、佐賀県と受託者との協議によって、決定するものとする。

## 9 その他

### (1) 守秘義務事項

- ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。
- ウ 上記ア・イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とす

る。

(2) 個人情報の保護

ア 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

イ 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、上記アの特記事項を遵守しなければならない。